

道路のバリアフリー整備計画(2021)



泉大津市土木課

1. 道路のバリアフリー整備計画策定の背景

平成 12 年 5 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成 6 年 6 月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000m²）以上の建築物のバリアフリー化が義務付けられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー法に基づく施策の推進を図るため、両法を統合・拡充した「高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成 18 年 6 月に公布され、平成 18 年 12 月に施行された。

泉大津市は、交通バリアフリー法の制定に先駆け平成 8 年 3 月に大阪府内でもいち早く「泉大津市福祉のまちづくり重点地区整備計画」を策定し、後の交通バリアフリー施策と変わらない取組みを行い、泉大津駅を中心とした市役所、総合体育館、勤労青少年ホームなどを含む 86ha を重点地区（別図参照）に設定した。

その中で道路については、点検を行い歩道の設置状況から歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を行うこととした。

道路の溝蓋設置については、側溝が民地側であることが多く、土地開発や建築指導を行う際に積極的な要請を行うこととし、交通状況を勘案し狭隘な幅員を補完する必要が生じている場合は、連続した側溝蓋の設置に努めるものとした。

段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置は、重点地区の歩道を中心に整備し、重点地区については、平成 18 年度をもって完了したところである。

以後、重点地区以外の整備を進めてきたが、公的施設等の円滑な移動等を実現し、安全性の向上を促進するため、当面の整備計画を策定するものである。

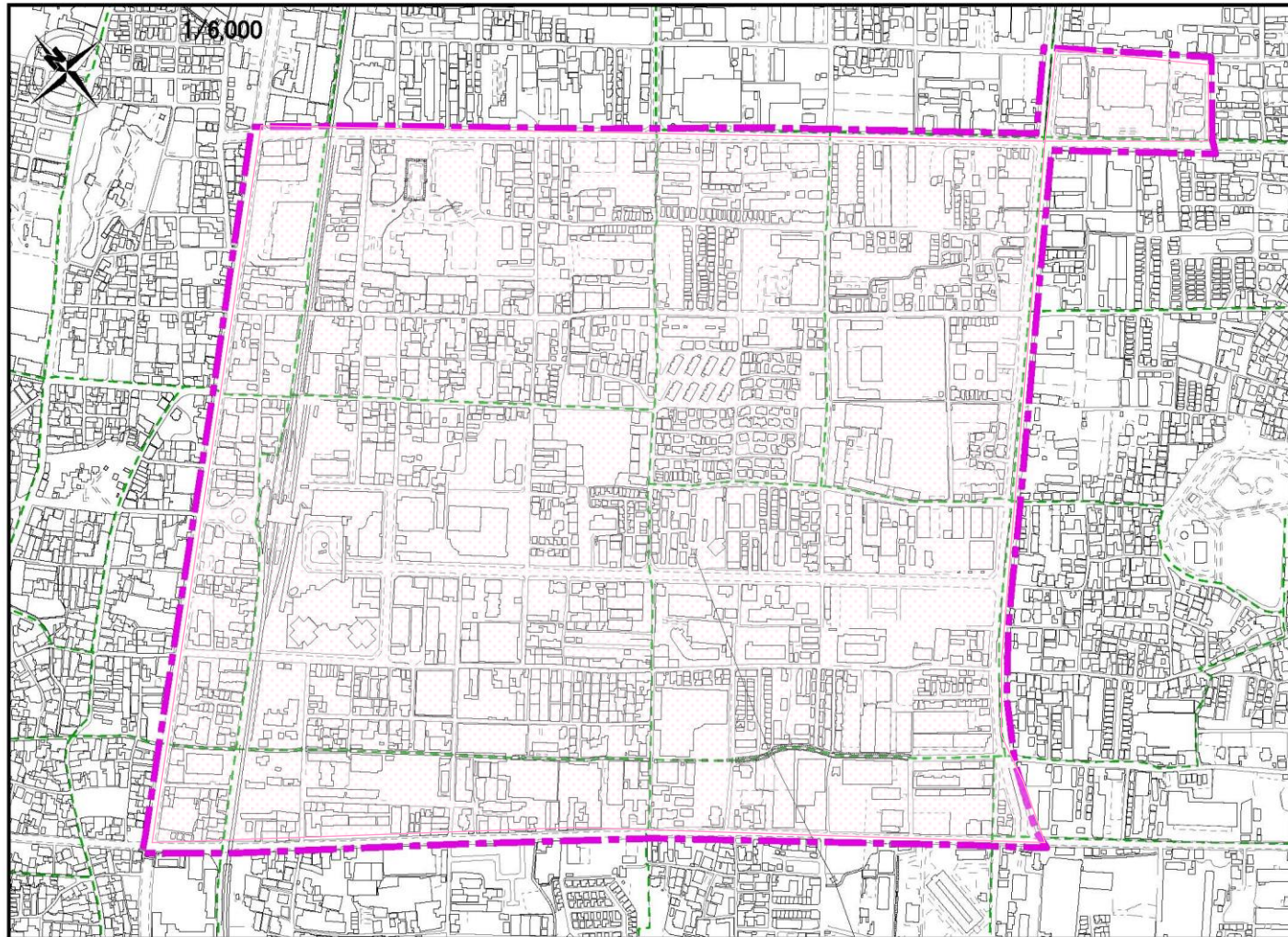
2. 泉大津市福祉のまちづくり重点地区の整備状況

下記路線における歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を施工

市道） 泉大津中央線、南海中央線、泉大津駅池浦線（アルザ通り）、
芦原仙台通線（市役所前）、旭町 3 号線、旭町 11 号線、旭町 12 号線
仙台通線、穴師上条線、泉大津府中線（我孫子道）、二十池通線、宮 7
号線

福祉のまちづくり重点地区

 = 福祉のまちづくり重点整備区域



3. 泉大津市福祉のまちづくり重点地区以外の進捗状況

泉大津市福祉のまちづくり重点地区以外において、道路維持補修や道路改良が必要となった路線について歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を施工した。

その進捗状況は、下記のとおり

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
助松千原線（北助松駅周辺含む）	10	7								
助松式内線	6			1	8				11	6
南海中央線（福まち区域外）	10	8				6	8			
泉大津中央線（福まち区域外）		3					1			2
虫取板原線							1			
松之浜大津川線								4		2
旭町11号線									3	
計	26	18	0	1	8	6	10	4	14	10
累計	31	49	49	50	58	64	74	78	92	102

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
助松式内線			18				
松之浜大津川線	4	2	6	6	6		
臨海なぎさ連絡線						12	
天狗開線							27
泉大津府中線		8				8	
千原曽根上条線		2	2				
泉大津中央線	6						
和気街道線	7						
計	17	12	26	6	6	20	27
累計	119	131	157	163	169	189	216

	H28	H29	H30	R1	R2
臨海1号線・2号橋	2	4	5		1
松之浜曽根線			6	16	7
助松式内線					
助松千原線	3	4	1		
北助松駅東通線		6	6		
要池団地南通線					2
計	5	14	18	16	10
累計	221	235	253	269	279

4. 泉大津市福祉のまちづくり重点地区以外の整備方針（基本構想策定までの暫定方針）

現状においては、用地買収を行い、道路を拡幅して歩道を設置することは、困難な状況である。また、現況の市道における歩道延長は、約42Kmで、1.5m以上の幅員を有する歩道延長は、約37Kmとなっている。

整備方針としては、公的施設の円滑な移動等の確保が必要な市道で、歩道幅員約1.5m以上を現況道路幅員で確保できる歩道を優先し、福祉のまちづくり歩道整備事業をはじめ、道路補修工事や道路改良工事を含め、歩道の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を進めることとする。

当面、施工すべき具体的な場所の選定条件は下記のとおりとする。

①災害時の避難場所への経路

- ②鉄道駅へのアクセス道路
- ③避難路へのアクセス道路
- ④道路構造物等が劣化している道路

5. 当面施工すべき重点路線（別図参照）

- ①南海東1号線・南海東2号線・南海東3号線
 - ・鉄道駅アクセス道路のバリアフリー未整備箇所
- ②南海西1号線・南海西2号線
 - ・鉄道駅アクセス道路のバリアフリー未整備箇所
- ③泉大津中央線
 - ・鉄道駅周辺のバリアフリー未整備箇所
 - ・指定避難路のバリアフリー未整備箇所
- ④助松式内線
 - ・指定避難路のバリアフリー未整備箇所
- ⑤南海中央線
 - ・風水害及び震災時の避難場所への経路
 - ・道路構造物等が劣化している道路
- ⑥二田町11号線
 - ・鉄道駅周辺のバリアフリー未整備箇所
- ⑦田中町1号線
 - ・鉄道駅周辺のバリアフリー未整備箇所
- ⑧泉大津府中線
 - ・鉄道駅周辺のバリアフリー未整備箇所

令和2年度以降の福祉のまちづくり歩道改良重点路線

路線名	場所区間	歩道延長 (対象区間)	歩道幅員	対策内容員数		事業種別及び内容
				歩道の 段差解消	視覚障 害者 誘導表示	
① 南海東1号線 南海東2号線 南海東3号線	条南町 ～式内町	2,120m	2.00m ～ 6.00m	-	9	福祉のまちづくり歩道改良事業
② 南海西1号線 南海西2号線	松之浜町 1丁目 ～高津町	2,120m	2.00m ～ 6.00m	-	19	福祉のまちづくり歩道改良事業
③ 泉大津中央線	東雲町 ～春日町	140m	1.50m ～ 3.50m	1	14	福祉のまちづくり歩道改良事業

④	助松式内線	東助松町 1丁目 ～二田町 3丁目	1,080m	2.50m ～ 4.40m	2	25	福祉のまちづくり歩道改良事業
⑤	南海中央線	曾根町 3 丁目 ～虫取町 1丁目	1,380m	2.50m ～ 6.30m	2	46	福祉のまちづくり歩道改良事業
⑥	二田町 11 号線	二田町 1 丁目	30m	2.10m	-	3	福祉のまちづくり歩道改良事業
⑦	田中町 1 号 線	春日町	40m	2.00m	-	4	福祉のまちづくり歩道改良事業
⑧	泉大津府 中線	旭町	50m	2.80m ～ 3.40m	-	3	福祉のまちづくり歩道改良事業

※ 予定箇所附近において、道路補修工事が発生した場合は、道路維持補修事業で施工

